

結婚していない男女間に生まれた子（非嫡出子）の相続割合を法律上の夫婦の子（嫡出子）の半分とした規定を削除する民法改正案が国会で可決成立しました。原則、平成25年9月5

日以後に開始した相続について適用されず。明治時代から続く非嫡出子への相続割合の格差規定が「差別」であるとして15年で解消されます。この格差規定につ

いて、同年9月4日に最高裁判所は①日本社会に法律婚制度は定着しているが家族形態は多様化している。

②父母が婚姻関係にないという子にとって選択の余地がない理由で不利益を及ぼす事は許されない。として遅くとも平成13年7月当時において違憲である旨決定

をしました。ただし、既に調停や遺産分割協議等が完了しているものには影響しません。不動産登記では平成13年7月1日以後に開始した相続について、子の相続割合を同等に扱う事になりました。

今後、相続割合について他の公的手続や金融機関等でどのような扱いがなされるのか、該当する方は注意する必要があります。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>